

## 施設園芸栽培環境改善支援事業公募要領

### 1 補助制度の内容

#### (1) 補助金名

施設園芸栽培環境改善支援事業費補助金

#### (2) 補助金交付の目的

近年、燃料価格の高止まりにより冬季の加温コストが増加していることや、夏季の高温の顕著化により従来での管理では収量を維持することが難しくなっていることが影響し、施設園芸農家の経営が圧迫されています。これらの影響を受けづらい経営体質への改善を図るためにはヒートポンプや被覆資材、細霧冷房装置の導入が効果的な一方、近年の物価高騰のため、設備投資が進みづらい状況にあります。

このため、施設園芸農家が行う、栽培環境の改善に向けた設備・資材の導入を補助することにより、燃料価格の高騰及び夏季の高温の影響を受けづらい経営体質への改善を図ります。

#### (3) 補助事業の内容

燃料価格の高騰及び夏季の高温の影響を受けづらい経営体質への改善に向けて実施する以下の取組について、予算の範囲内において、事業費の2分の1以内を補助します。補助対象経費の詳細は施設園芸栽培環境改善支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）別表1のとおりとします。

##### (燃料の高騰対策)

- ・ヒートポンプの導入
- ・木質バイオマス利用加温設備の導入
- ・内張・外張資材の設置
- ・循環扇の設置
- ・その他燃料使用量の削減に資する設備・資材の導入

##### (夏季の高温対策)

- ・細霧冷房装置の導入
- ・冷却システム（ヒートポンプ、クラウン温度制御装置等）の導入
- ・外気導入設備（強制換気装置等）の導入
- ・遮光・遮熱資材（遮光塗料を除く）の設置

#### (4) 補助率（上限額）

補助金額は、事業に要する経費の2分の1以内とし、上限金額は事業実施主体あたり300万円以内とします。

なお、予算を上回る応募があった場合、すべての申請者について補助率を一律に減じて調整し、交付するものとします。

#### (5) 補助対象者

この事業の実施主体は、県内で施設園芸を営む農業者であって、以下の要件をすべて満たす者としてします。

- ・ 施設園芸の経営面積が5アール以上であること
- ・ 導入する設備・資材の耐用年数期間以上、経営を継続する意思のあること
- ・ 下記のうち、燃料の高騰対策に取り組む場合は①、夏季の高温対策に取り組む場合は②の成果目標を設定し、達成に向けて取り組むこと
  - ① 燃料の高騰対策のための設備・資材の導入後の作期のうち、任意のひと月分について、燃料使用量（購入量）を前年同月対比で5%以上低減
  - ② 夏季の高温対策のための設備・資材の導入後の作期のうち、任意のひと月分について、出荷量または売上を前年同月対比で5%以上増加

## 2 事業申請手続

### (1) 公募期間

公募期間は、令和8年3月30日（月）から令和8年5月1日（金）までとします。

### (2) 提出書類等について

実施要領に定める以下の書類を提出してください。

- ・ 別記様式1号 施設園芸栽培環境改善支援事実施計画書の提出について  
（別紙1） 施設園芸栽培環境改善支援事業実施計画書
- ・ 添付書類等
  - （ア）事業費の分かる資料（原則、複数社の見積書）
  - （イ）設備・資材のカタログ等
  - （ウ）成果目標における現状値を確認できる資料※  
※燃料の請求書、領収書、収穫物の出荷伝票等
  - （エ）その他、事業実施計画を補足するために必要な資料※  
※設備・資材を機能向上する場合の説明資料等

### (3) 提出期限等

- ① 県への提出期限：令和8年5月1日（金）17時まで。
- ② 事業実施計画書等の提出場所及び公募に関する問い合わせ先  
申請者の住所を管轄する各農林水産（農政・農林）事務所に提出ください。  
○ 桑名農政事務所 地域農政課（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）  
〒511-8567 桑名市中央町5-71 0594-24-7421  
E-mail：wnosei@pref.mie.lg.jp  
○ 四日市農林事務所 地域農政課（令和8年3月31日までは農業振興課）

(四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、朝日町、川越町)

〒510-8511 四日市市新正4-21-5 059-352-0627

E-mail : ynorin@pref.mie.lg.jp

○津農林水産事務所 地域農政課 (津市)

〒514-8567 津市桜橋3-446-34 059-223-5102

E-mail : tnorin@pref.mie.lg.jp

○松阪農林事務所 地域農政課 (令和8年3月31日までは農業振興課)

(松阪市、多気町、明和町、大台町)

〒515-0011 松阪市高町138 0598-50-0564

E-mail : mnorin@pref.mie.lg.jp

○伊勢農林水産事務所 地域農政課 (令和8年3月31日までは農業振興課)

(伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町)

〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 0596-27-5164

E-mail : inorin@pref.mie.lg.jp

○伊賀農林事務所 地域農政課 (令和8年3月31日までは農業振興課)

(伊賀市、名張市)

〒518-8533 伊賀市四十九町2802 0595-24-8108

E-mail : gnorin@pref.mie.lg.jp

○尾鷲農林水産事務所 地域農政課 (尾鷲市、紀北町)

〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1 0597-23-3498

E-mail : onorin@pref.mie.lg.jp

○熊野農林事務所 地域農政課 (熊野市、御浜町、紀宝町)

〒519-4393 熊野市井戸町371 0597-89-6122

E-mail : knorin@pref.mie.lg.jp

(4) 提出部数：2部 (郵送または窓口受付の場合)

(5) 提出に当たっての注意事項

- ・各農林水産 (農政、農林) 事務所への事業実施計画書等の提出は、Eメール、郵送、提出場所での窓口受付とします。Eメールまたは郵送で提出される場合は各農林水産 (農政、農林) 事務所へ電話にて到達を御確認ください。
- ・提出書類は、返還できないので御了承ください。
- ・提出期限までに到着しなかった提出書類は、無効とします。また、提出書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領等を熟読の上、注意して作成してください。
- ・審査後の提出書類の差し替えは認められません。
- ・事業実施計画書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ・応募要件を有しない者が提出した事業実施計画書等は無効とします。
- ・事業実施計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ・補助金交付対象者の氏名又は名称、取組内容を公開する場合があります。

### 3 事業実施計画の審査及び審査結果の通知

県は提出された事業実施計画書の審査を行い、申請者に対して審査結果の通知を行います。審査結果の通知はおおむね5月下旬を予定しています。

### 4 事業実施に当たっての注意事項等

#### (1) 事業申請

- ・補助対象となる期間は、交付決定日（又は補助金交付決定前着手届提出日）かつ発注日以降、令和9年3月19日までです。
- ・補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、予算を上回る応募があった場合、すべての申請者について補助率を一律に減じて調整し、交付するものとします。

#### (2) 事業実施中

- ・事業実施期間中に県職員が取組状況を確認する場合があります。

#### (3) 事業終了後

- ・事業実施後、実績報告書の提出が必要です。
- ・事業実施後、領収書や支出関係資料を確認します。
- ・本事業は会計検査院により実施される会計実地検査の対象となることがあり、その際は関係書類の提示を求められることがあります。補助事業に関する関係書類は事業完了後5年間（令和8年度完了分は令和14年3月末日まで）必ず保管してください。

### 5 補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守っていただく必要があります。

#### (1) 事業の推進

補助事業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならない。

#### (2) 補助金の経理管理

補助事業者は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県公告第249号）及び農産園芸課関係補助金等交付要領に基づき、適正に執行する必要がある。

補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要がある。

以上。